

第2回 オフロード建設機械の排出ガス検討会 ～ 議事録 ～

【日 時】平成15年12月11日(木) 15:30～17:30

【場 所】中央官庁合同会議所 大会議室

【出席者】

< 委員 >

井口座長、永田委員、大聖委員、山下委員、福成委員、西田委員、山崎委員(代理中島)
外池委員、山崎委員、荒井委員、岡崎委員、宮地委員、中村委員、片岡委員

< 国土交通省 >

糸川審議官、藤本技術調査官、佐野建設施工企画課長、渡辺機械施工企画官
宮石課長補佐、星隈課長補佐

開会

前回議事録(案)の確認

- ・第1回検討会の議事録(案)が原案のとおり承認された。
- ・第1回検討会の議事録については公開とし、公開の方法について事務局に一任された。

議事

オフロード建設機械の排出ガスに関する検討

【排出ガス規制の公平性について】

- ・排出ガス規制の制度設計においては、役割分担の異なるメーカーとユーザーの間において公平性が確保できるように配慮する必要がある。
- ・オフロード特殊自動車の排出ガスの排出源としては、建設機械だけでなく、産業機械、農業機械もあり、公平性の観点からは、これらも規制の対象とすべきである。
- ・オンロードでは既に法的な規制がされているので、オンロードとオフロードで不公平感が生じないように配慮して制度設計をする必要がある

【適正燃料の使用について】

- ・硫酸ピッチの不法投棄の問題もあり、不正軽油の使用防止についての対応を検討する必要がある。
- ・オフロードの場合、軽油引取税の還付手続きが煩わしいという問題もある。
- ・指定された燃料以外のものを使用した場合はメーカー保証の対象外とする等、メーカーとユーザーの間の保証制度をうまく活用する方法も考えられる。

【メンテナンスの実施について】

- ・2010年の排出ガス規制強化では後処理装置の装着を前提とした規制となっており、適切なメンテナンスの実施が不可欠となる。制度設計においては、努力規定としてきちんと明記しておくことが重要である。
- ・適切なメンテナンスを促進させる方法として、ユーザーが適切なメンテナンスを実施することを条件としてメーカー側が機械の保証をするという仕組みも考えられる。

【使用過程機械の取り扱いについて】

- ・これまで実施してきている環境対策型建設機械の指定制度が普及促進策となつて、機械の買い換えが進んできているが、法制化により、使用過程機械を早急に基準適合機械に換えるのであれば、多大な経費が必要となり、財政的な援助が必要となる。
- ・法施行後製造機械のみを対象として排出ガス規制を導入した場合、基準適合機械の普及がどれくらいのスピードで進むのかを検討する必要がある。

【建設機械の排出ガス規制のスキームについて】

- ・建設機械の排出ガス規制の方法としては使用規制が確実であるが、その実施にあたっては、以下の点を考慮に入れておく必要がある。
 - 原動機製造者、機械製造者、使用者、国等がそれぞれの役割分担の基で排出ガス対策に相応の負担をする
 - 使用過程機械は規制対象としないで欲しい
 - 税制・融資等の支援措置を講じる
 - 建設機械だけでなく、産業機械、農業機械も公平に規制対象となる
- ・「使用規制」を説明する際は、使用者にのみ排出ガス低減対策の責任があるのではなく、使用段階で規制をかけることにより、機械の製造者にも適正な機械を製造する責任が生じるスキームであることを明確にする必要がある。
- ・排出ガス規制の目的だけで、オンロードの自動車を実施しているような車検や登録制度をオフロード特殊自動車にも実施するとすれば、多額の行政コストを要することが考えられるため、コストベネフィットの観点から議論する必要がある。
- ・規制の担保は簡便な方法で効率的に行えるのがよい。

【その他】

- ・排出ガス基準に適合しない機械が海外から輸入されても、それが使われることのないようにする必要がある。
- ・オンロードの自動車に対しては排出ガス低減技術の開発が進展してきているので、オフロード特殊自動車に対しても、オンロードに適用された技術を活用し

ていくのがよい。

- ・ 排出ガス基準の国際整合性を図っていく必要がある。
- ・ 排出ガス対策型機械の使用が促進されるようにする必要がある。

その他

- ・ 次回検討会は、関係省との調整が必要なため、別途日程調整をする。

閉会